

《お知らせ》

「奈良県防犯モデルマンション認定基準」を一部改正（平成23年12月20日施行）しました。

一部改正を行った箇所及びその内容は以下の通りです。誤りのないようにして下さい。

1 エレベーターの防犯カメラの画角

エレベーターのかご内に設置する防犯カメラの画角を、

「C」 から 「B」 に改正

（注）画角C：人物の胸部から上が画面全体を占める大きさで、人物の目鼻が見え、人相が認識できる。

画角B：画面全体に人物の全身が写る大きさで、人物の特徴が分かる。

2 自転車置場・オートバイ置場の照明設備

屋外に設置された自転車置場等の照明設備の床面における平均水平面照度を、

「5ルクス以上」 から 「3ルクス以上」 に改正

3 防犯カメラの解像度等

(1) 防犯カメラの解像度を、

* アナログカメラ（NTSC対応）は38万画素以上（旧来通り）

* デジタルカメラ（IP-IF対応）は32万画素以上

に改正

(2) 記録装置の各カメラの記録についての記述で、「ファインモード（S-VHS相当）」とある部分から「（S-VHS相当）」の部分削除

関係規程については、別掲の「防犯モデルマンション登録制度」に掲載の

審査基準【5 エレベーター(1)】

【7 自転車置場・オートバイ置場(3)】

【11 防犯カメラ(2)、(3)】

をご覧ください。